特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	児童手当支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
壬生町は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
壬生町長

公表日
令和7年3月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ⑥処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表　第81項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部　こども未来課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場　総務部総務課　文書法規係 郵便番号：321－0292 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841－1 電話番号：0282－81－1806　FAX：0282－82－8262

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場　総務部総務課　文書法規係 郵便番号：321－0292 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841－1 電話番号：0282－81－1806　FAX：0282－82－8262

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　　等	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月10日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生部　こども未来課長　倉井利一	町民生部　こども未来課長　大橋　肇	事後	
平成29年8月1日	1 ,特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	児童手当法の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児童手当法の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ⑥処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	
平成29年8月1日	1 ,特定個人情報を取り扱う事務	児童手当システム 統合宛名システム	児童手当システム 統合宛名システム	事後	
平成30年5月7日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生部　こども未来課長　大橋　肇	町民生部　こども未来課長　臼井　優子	事後	
平成30年5月7日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成29年8月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成30年5月7日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成29年8月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	5. 評価実施機関における担当部署	こども未来課　母子保健係 こども未来課長　臼井　優子	民生部　こども未来課 課長	事後	
令和1年5月14日	Ⅳリスク管理	―	新様式変更により追加	事後	
令和1年5月14日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上	―	(情報照会の根拠)番号法第19条7号、別表第二の第74、75の項	事後	
令和2年3月16日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①実施の	未定	実施する	事後	
令和3年3月15日	Ⅰ－4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事後	
令和3年3月15日	Ⅰ－4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携	―	番号法第19条第7号、別表第二　第74条	事後	
令和3年3月15日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年3月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年7月21日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二　第74項	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う修正
令和4年8月19日	5. 評価実施機関における担当部署	民生部　こども未来課 課長	住民福祉部　こども未来課 課長	事後	
令和4年8月19日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住所：栃木県下都賀郡壬生町通町12-22	住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841-1	事後	
令和4年8月19日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住所：栃木県下都賀郡壬生町通町12-22	住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841-1	事後	
令和4年8月19日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和3年3月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和3年3月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅰ．3．法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第56項	番号法第9条第1項、別表　第81項	事後	令和6年12月2日施行の番号法改正に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	番号法第19条8号及び別表第二　第74項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事後	令和6年12月2日施行の番号法改正に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅳ-8人為的ミスの発生するリスクへの対策は十分か	―	十分である	事後	新様式変更により追加
令和7年3月24日	Ⅳ-8判断の根拠	―	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　　等	事後	新様式変更により追加
令和7年3月24日	Ⅳ-11最も優先度が高いとされる対策	―	2）目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	新様式変更により追加
令和7年3月24日	Ⅳ-11当該対策は十分か	―	十分である	事後	新様式変更により追加
令和7年3月24日	Ⅳ-11判断の根拠	―	児童手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 　これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式変更により追加